

乳児用液体ミルクの国内生産に向けた法改正に関する意見書

日本国内では、食品衛生法の中の乳製品について定めた乳及び乳製品の成分規格等に関する省令において、乳児用ミルクは乳児用調整粉乳に当たり、液体ミルクはこれに当てはまらないため、粉ミルクを使用せざるを得ない。

そのため、乳児にミルクを与える際には、哺乳瓶を洗浄し、熱湯、薬剤、蒸気などで消毒し、ミルクを計量して哺乳瓶に入れ、摂氏70度以上のお湯でミルクを溶かし、衛生的な水を足して適温に調整するという手順を踏むため、夜間や病気の時などは負担が大きい。また、外出時には、消毒済み哺乳瓶を2本から3本、粉ミルク、お湯を入れた魔法瓶、水等を持ち運ぶことになる。

それに比べて、液体ミルクは個別包装なので衛生的で持ち運びやすく、調乳済みで手間がかからない。室温のまま飲ませることができ、乳児へすぐに与えることができるので、育児負担の軽減にもつながる。

さらに、災害時には、ストレスや体調不良で母乳が出なくなってしまうケースがあるうえ、避難所や自宅においても、水や電力が安定的に使えない状況での調乳作業は大きな困難を伴い、乳児が母乳もミルクも飲めない状況が長く続けば、死に直結する恐れがある。

以上の理由から、乳児用液体ミルクの国内生産に向けた法改正の検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

甲 府 市 議 会

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣